

久喜市指定文化財維持等交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のとおり  
公布する。

令和8年4月24日

久喜市教育委員会

教育長 柿 沼 光 夫

久喜市教育委員会告示第14号

久喜市指定文化財維持等交付金交付要綱の一部を改正する告示

別紙のとおり

久喜市指定文化財維持等交付金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市指定文化財維持等交付金交付要綱（平成26年久喜市教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「保持者又は」を削る。

第4条第1号中「の後継者育成団体」を削り、同条第2号中「及び指定無形文化財等（前号に掲げる者を除く。）」を削る。

第5条及び第6条を次のように改める。

（交付申請）

第5条 交付金の交付を申請しようとする者（次条において「申請者」という。）は、指定文化財維持等交付金交付申請書兼請求書（様式第1号。次条において「申請書兼請求書」という。）を、次の各号に掲げる文化財の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

（1）指定有形文化財等 当該文化財等の現況写真

（2）指定無形文化財等 当該文化財等を保持する者が主たる指導員として後継者を育成していることが確認できる写真

（交付決定等）

第6条 市長は、申請者から申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付について決定し、交付金の額を確定したときは、指定文化財維持等交付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、交付金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付金を交付しないことを決定したときは、指定文化財維持等交付金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

指定文化財維持等交付金交付申請書兼請求書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 住所  
氏名又は団体名  
又代表者氏名

久喜市指定文化財維持等交付金の交付を受けたいので、久喜市指定文化財維持等交付金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請し、請求します。

交付年度	年 度
交付金の交付を受ける指定文化財	交付申請兼請求額
	円
	円
合 計	円

口座振込依頼書

久喜市指定文化財維持等交付金を下記の口座に振り込んでください。

記

振 込 先 金 融 機 関	銀 行 信用金庫 支店 農 協	
預 金 の 種 類 預 金 口 座 番 号	普 通 預 金 当 座 預 金	口座番号
ふ り が な		
預 金 口 座 名 義 人		

（発行責任者及び担当者）

発行責任者 (電話番号 )

担 当 者 (電話番号 )

※請求者と同じ場合は記入不要です。

※請求内容等について、電話で確認をさせていただく場合があります。

様式第2号中「要綱第6条」の次に「第2項」を加える。

様式第3号を次のように改める。



附 則

この告示は、公布の日から施行する。